

2023年度 みなかみ町立藤原小学校 いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

学校教育目標

「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を身に付けるとともに、ふるさと藤原と自己に誇りをもって社会の変化に主体的・協働的に対応できる児童を育成する。

目指す児童像

温かく接する子
深く考える子
強い体をつくる子

いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ①いじめを未然に防止するため、児童が自他に温かく接する態度を育成する。
- ②いじめを早期に発見するために、組織的かつ積極的な生徒指導・教育相談体制を構築する。
- ③いじめに対して迅速に対応するために、いじめ防止委員会を中心として、全教職員で共通理解を図る。
- ④いじめが確認された場合には、家庭や教育委員会、関係諸機関との連携を図り対応する。
- ⑤児童の心身の健全な成長を促すために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じて、いじめは決して許されないことを児童に理解させる。

①豊かな情操と道徳的心情の育成

全ての教育活動を通じて、温かい人間関係を導く素地を養う。

②いじめ防止の啓発

道徳、学級活動等の時間を利用して共感的な人間関係を育む。

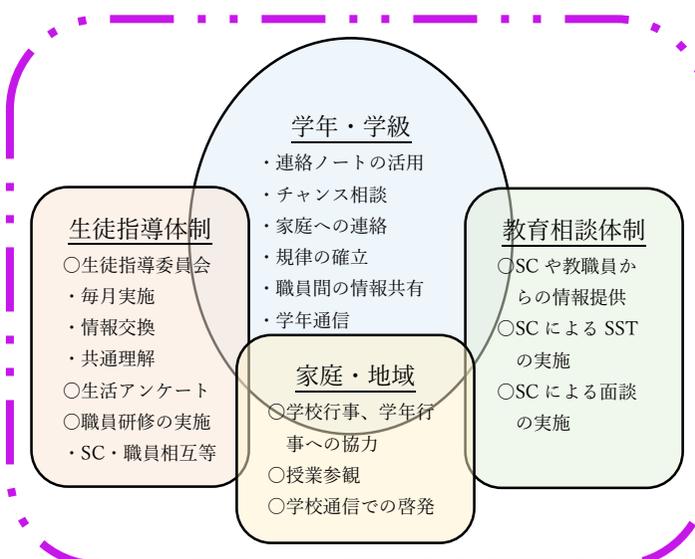
③学校と地域、家庭の組織的連携

保護者、地域、その他の関係者といじめ防止基本方針について共通理解し、未然防止に向けて協力して取り組む。

④全職員による組織的な取組

全職員がいじめに対して共通認識をもって指導にあたり、いじめを見過ごさない。

いじめの早期発見



いじめへの対応

いじめ防止委員会

○組織

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭

○対応の流れ

- ①迅速かつ慎重な事実確認。
- ②被害児童を守る体制の確立。
- ③いじめに関係した児童(加害者・傍観者・観衆)への指導。
- ④被害児童、加害児童双方の保護者へ連絡。
- ⑤被害児童への継続的な支援
 - ・心のケア
 - ・自立に向けた支援
 - ・関係づくりや関係修復に向けた支援
 - ・保護者との連携
- ⑥職員間での情報共有
- ⑦教育委員会への報告・連絡・相談

※重大案件に対しては教育委員会、所轄警察署など、関係機関と連携して取り組む。